			第五条の四第二項及び第三項並びに第五条の五第一項	この法律又はこの法律に基づく政令	この法律若しくは郵便等投票特例法又はこれらの法律に基づく政令
			第五条の五第二項	この法律	この法律又は郵便等投票特例法
			第五条の五第三項及び第五項、第五条の八第一項から第三項まで並びに第五条の九第一項、第二項及び第四項	この法律又はこの法律に基づく政令	この法律若しくは郵便等投票特例法又はこれらの法律に基づく政令
			第三十七条第七項	第四十九条	第四十九条及び郵便等投票特例法第三条第一項
			第四十六条の二第一項	第四十九条	第四十九条並びに郵便等投票特例法第三条第一項
			第二百一条の二	その他の規定	その他の規定及び郵便等投票特例法の規定
			第二百六十四条の二、第二百六十五条、第二百六十六条第一項、第二百六十七条及び第二百六十八条	この法律	この法律及び郵便等投票特例法
			第二百七十条第一項及び第二百七十条の三	この法律又はこの法律に基づく命令	この法律若しくは郵便等投票特例法又はこれらの法律に基づく命令
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）	第三条	第十三条第九項	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）	在外投票	在外投票若しくは特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第三条第一項の規定による投票
				同法第四十九条第二項	公職選挙法第四十九条第二項又は特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第三条第一項
				第五十条第三項及び第五項	第五十条第三項及び第五項並びに特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第三条第一項
				同法第四十五条	公職選挙法第四十五条

（命令への委任）

第十条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、命令で定める。

（事務の区分）

第十一条　この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2　この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。

（適用区分）

2　この法律の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。

（地方自治法の一部改正）

3　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和三年法律第八十二号）	この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務

別表第二に次のように加える。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和三年法律第八十二号）	この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務

（住民基本台帳法の一部改正）

4　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の項中「又は第四十九条」を「若しくは第四十九条又は特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和三年法律第八十二号）第三条第一項」に改める。

総務大臣　武田　良太
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　義偉